

【参考】保育料基準額表

※令和2年度の利用者負担額は制度改正等により変更となる場合があります。

●令和元年度(2019年度)10月以降 利用者負担額(保育料)

【保育認定】		標準時間認定		短時間認定	
階層区分	定義	基準額(月額)		基準額(月額)	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0
B1	市民税非課税	ひとり親世帯等(※1)	0	0	0
B2		その他の世帯	0	0	0
C1	市民税所得割非課税(均等割のみ)	ひとり親世帯等(※1)	3,400	0	3,300
C2		その他の世帯	11,400	0	11,200
C3	市民税所得割48,600円未満	ひとり親世帯等(※1)	4,200	0	4,100
C4		その他の世帯	13,800	0	13,500
D1	市民税所得割48,600円以上58,600円未満	17,300	0	17,000	0
D2	市民税所得割58,600円以上86,700円未満	21,400	0	21,000	0
D3	市民税所得割86,700円以上119,700円未満	27,000	0	26,500	0
D4	市民税所得割119,700円以上149,700円未満	32,200	0	31,600	0
D5	市民税所得割149,700円以上179,700円未満	37,100	0	36,400	0
D6	市民税所得割179,700円以上217,000円未満	39,800	0	39,100	0
D7	市民税所得割217,000円以上252,000円未満	40,600	0	39,900	0
D8	市民税所得割252,000円以上270,600円未満	41,300	0	40,500	0
D9	市民税所得割270,600円以上303,600円未満	41,900	0	41,100	0
D10	市民税所得割303,600円以上	42,500	0	41,700	0

備考

- 市民税所得割が57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,101円)以上で、小学校就学前の範囲において保育所等(※2)を利用している子どもが2人以上いる場合、就学前の最年長の子どもから順に2人目は基準額の半額、3人目以降は無料となります。
※1 ひとり親世帯等：在宅障がい児(者)のいる世帯も含まれます
※2 保育所等：保育所、幼稚園、認定こども園、小規模事業保育、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援
- ひとり親世帯等に該当しない場合において、市民税所得割が57,700円未満の場合、生計を一にする最年長の子どもから順に2人目は基準額の半額、3人目以降は無料となります。
- ひとり親世帯等において、市民税所得割が48,600円以上77,101円未満の場合、8,500円となります。
- ひとり親世帯等において、市民税所得割が77,101円未満の場合、生計を一にする最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。
- 18歳未満の者(満18歳の誕生日以後の最初の3月31日を迎えていない者を含む。)を3人以上養育している世帯から第3子以降の子が入所している場合は、基準額(備考1~3に該当する場合は、備考1~3を適用した後の額)から次の各号に定める金額を軽減した額(軽減後の額がマイナスとなる場合は0円)となります。
(1) 第3子 5,000円 (2) 第4子 7,000円 (3) 第5子以降 10,000円
- C3階層以上の所得割について、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除及び住宅借入金等特別控除がある場合は、控除前の額で算定します。
- 保育短時間認定の者が延長保育を利用した場合は、A及びB1階層は無料、B2からD10階層までは月額1,000円が加算されます。 ※公立保育所の場合
- 令和2年4月から8月分までの利用者負担額は令和元年度分、9月から令和3年3月分までの利用者負担額は令和2年度分の市民税を基に算定します。
- 保育料は、保護者(父母)の課税額の合計で算定します。ただし、父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、その主宰保護者の課税額を含めて算定します。
- ★ 幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児(満3歳に到達した日の属する年度の翌年度から)及び0~2歳児の住民税非課税世帯については、利用者負担額を徴収しません。